

地方独立行政法人りんくう総合医療センター障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

第1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るために、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等（以下「障害者就労施設等」という。）の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。このため、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 調達方針

1 調達する物品等

法人が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

2 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。なお、泉佐野市に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」

に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

3 物品等の調達目標

法人は、障害者就労施設等からの物品等の調達実績額が前年度実績を上回るよう努めるものとする。

4 物品等の調達の推進方法

- （1）法人は、予算及び事務・事業の適切な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を行うものとする。
- （2）法人が前項の調達を行う場合において、受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する共同受注窓口については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。
- （3）法人が物品等の調達に当たって仕様等を定める際は、調達目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、予定価格については、障害者就労施設等の取引の実例価格等を考慮して適正に設定するものとする。
- （4）発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- （5）障害者就労施設等からの調達することが可能な物品等の調達において、法人契約規程第27条第1項第3号の規定により随意契約によることができる場合は、当該物品等が複数の障害者就労施設等からの調達できることが明らかであるときを除き、同規程第30条第1項第3項号に基づき比較見積を省略できるものとする。

第3 調達実績の公表

法人は、事業年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ホームページ等にて公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 3 に規定する調達実績について、平成 25 年度における当該実績は、平成 25 年 4 月 1 日以降の契約をすべて含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。